

## 福祉のお仕事フェア in TOYAMA

## 求人票申請に関するチェックリスト

## 1. 「福祉のお仕事」ホームページの事業所登録について

① 事業所登録が <b>ある</b>	⇒ 事業所マイページで現在有効な求人票の有無を確認してください。
② 事業所登録が <b>ない</b>	⇒ 新規に事業所登録を行い、当センターへ事業所マイページの利用登録を申請してください。
③ 事業所登録が あるか分からない	⇒ 当センターへお問い合わせください。 (TEL : 076-432-6156)

## 2. 有効な求人票（お仕事フェア用求人票）の有無について

① 現在有効な求人票が <b>ある</b>	⇒ 求人票の有効期限を確認してください
(1)有効期限が <u>6月30日</u> の場合 ( <u>4月</u> )に申請された求人)	⇒ 求人票の継続が必須となります。 <b>6/10 (水) 17:00 まで</b> に「再利用新規」の手続きを行ってください。
(2)有効期限が <u>7月31日</u> の場合 ( <u>5月</u> )に申請された求人)	⇒ お仕事フェア当日までに必要な手続きはありません。 フェア終了後も当面の間、求人票を見ることができるようフェア終了後、すみやかに求人票継続の手続きを行ってください。
※「 <u>新卒学生の取扱</u> 」区分で『 <u>新卒のみ</u> 』を選択された求人票は、 <b>自動的に年度末 (R9.3.31) まで有効となります。継続の手続きは必要ありません。</b>	
② 現在有効な求人票が <b>ない</b> 又は お仕事フェア用の求人票がない	⇒ <u>すみやかに</u> ホームページ『福祉のお仕事』から「求人登録申請」を行ってください。 <b>[6/10 (水) 17:00 まで ]</b>

求人票の作成に関してご不明な点がございましたら、  
富山県福祉人材センター 電話番号：076-432-6156 までご連絡ください。

◎現在有効な求人票がある場合でも、募集人数や賃金等の内容をご確認のうえ、必要に応じて修正をお願いします。

期日までに有効な求人票がない場合は、参加をご遠慮いただく場合があります。